憲教類典

三九、四〇

卯
合66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

三ノ三

獻上

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二一五

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

No 1112/23

明治三十四年十二月十日

覚

帝国議会貴族院図書之印

一拾万石以上ノ華族ハ当年三ヶ年ノ間家勲ノ進級ニ対シ其代金ニ相当スル扶助料ヲ下賜セラルヘキ旨ヲ以テ御内意ノ趣有之候ニ付テハ北方ニ在リテモ亦同一ノ恩典ニ浴スル事ヲ得ヘキヤ否ヤ

北方ニ在リテモ亦同一ノ恩典ニ浴スル事ヲ得ヘキヤ否ヤ

三ノ三 献上

求・一七・三二・三

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 壱万石以上御格式進之事
一 三千石已下可為寄合事
一 惣領ハ勿論部屋住ニ至迄
小普請ニ被成下候事
勤場年数ニ応シ御番ニ
被仰付候事

二月十日

明暦三丁酉年
第勤之面進之覚
一 三拾万石以上ハ
三拾万石以下ハ
弐拾万石以上ハ
九万石以下ハ
五万石以下ハ
右之通ニ
仰出候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

万治二己亥年九月

御普請、神社諸寺社奉行江

兼ね

一 三拾万石以上

弐拾万石以上

拾万石以上

万石以上

寛文二壬寅年十月廿日

万治二年亥九月

兼ね

一 老中ハ惣而万石以上之

菩提所ハ神社寺家等之内

ニて御判

一 五万石以下之面々ハ惣而

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天和元辛酉年八月十九

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三ノ石より四ノ九百石を
四ノ石より九ノ九百石を
[illegible]

警師

一 法服[illegible]

[illegible]

[illegible]

延宝九年辛酉年[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一 新令布行ノ第二年ヨリ一年ヲ過キテ新令ノ行ハルヽ事一ヶ月ヲ過キ新令ノ行ハルヽ事一ヶ月ヲ過キテ

一 生魚ヲ新鮮ニ保ツ事ハ一週間ヲ限リトス

一 古令中ニ法文ヲ名ヲ署名捺印セシ者ハ依然古令中ニ法文ヲ名ヲ署名捺印セシ者ハ

一 師令中ニ吉布ノ字ヲ用ヒシ者ハ依然師令中ニ吉布ノ字ヲ用ヒシ者ハ

貞享四丁卯年二月廿六日

一 師令中ニ吉布ノ字ヲ用ヒシ者ハ依然師令中ニ吉布ノ字ヲ用ヒシ者ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

朝
鄭
石のれい
ふるめ
あるあひ
まうをを
鮎
まだまち
先年御使和

右ま貞享四年二月廿五日
豊後守屋敷へ諸家より為年賀
ふ来客をゟ　右衛門

為書
右ま筆書件ゟ
下ま写候

貞享弐年七月廿九日

[illegible]

第壹

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　方伸女中採方ヲ以テ奉仕ノ者ヲ
ヲ以テ之ヲ定メ其申出ノ順序ニ
伸礼ヲ以テス

一　第勤文ハ官庁ニ於テ官位ヲ加階シ
又ハ褒賞ヲ賜ヒタル者ニ限リ
古来ヨリ其ノ例ニ依リ
用ヒル事　但シ褒賞ヲ賜ヒタル者ニ
限リ其ノ例ニ依ル事
但シ褒賞ヲ賜ヒタル者ニ
限リ其ノ例ニ依ル事

一　陪席ヲ命ゼラレタル者ハ
出頭ノ時古来ヨリ定メタル
ノ外各用ヒル事

一　為メニ宿泊ヲ許ス事
出頭ノ時古来ヨリ定メタル
ノ外一切禁用ヒル事

以上

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

臺ヶ寸法

一 銀百枚ヶ臺

長七寸
幅二寸
高七寸

一 綿百把ヶ臺

長七寸
幅二寸
高七寸

一 金壹分ヶ臺ヲ以テ御願ニ参上仕候節
七日

一 金壹分ヶ臺ヲ以テ御願ニ参上仕候節
七日

元禄十七甲年十月廿六日
光

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一 吋作拾壹

一 日乍壹

一 日乍壹

長生寺
幅四尺寺
高七尺寺

長生寺
幅四尺寺
高七尺寺

長生寺
幅四尺寺
高七尺寺

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

十又ハ四ノ三ノ二ノ

如キ場合ニ於テ勅令ヲ以テ

法律ニ代ルヘキ勅令ヲ

行ヒ又ハ勅令ヲ以テ

方ノ通リ勅令ヲ以テ

宮内省令第一号

一 陛下ニ礼方ニ於テ

不敬ノ行為ヲ

一 妨害ヲ加ヘ又ハ

一 布告ノ日ヨリ

以前ニ於テ

一回ニ限リ

一 前各号ニ

報告ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

当村持ニ而年々
大納言様へ御上
当村持ニ而年々
大納言様へ御上
当村持ニ而年々
大納言様へ御上

一去る四月当藩より
[illegible]
[illegible]
[illegible]

但萬圓ヲ超ユル
毎年

高保七七高年三月十五
ヲ期シ之ヲ払戻スヘシ

大概

只今ヲ
一金百枚以上ヲ
一日ニ拂枚ヲ

一日三拾枚
以拂枚ハ

一日十枚
但百枚以下ハ以上枚

一銀千枚以上

一日百枚ハ

一日三百枚
以上枚ハ

三枚

以枚

百枚

五拾枚

三拾枚

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一日百枚
一日四拾枚
一日三拾枚
又弐拾枚
一日弐拾枚
四枚
但四枚ハ
三枚

弐拾枚
拾枚
四枚
三枚

一日百枚
一日四拾枚
一日三拾枚
又弐拾枚
一日弐拾枚
四枚
但四枚ハ
三枚

弐拾枚
拾枚
四枚
三枚

一日百枚
一日四拾枚
一日三拾枚
一日弐拾枚

弐拾枚
拾枚
四枚
三枚

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一日罰
一日謹
一綿二百把ニ付
一日弐百把
一日百把
晒布百疋ニ付

紡細糸百綛ニ付
紡績糸百綛ニ付

五拾把
三拾把
四拾把
三拾疋

一日五拾疋
一日弐拾疋
一日拾疋

紡拾疋
十疋
五疋

一生糸仕掛ケ十疋毎ニ減
少ニ付弐疋ツヽ増
格ノ者ニ糸仕掛ケ候節ハ
百疋ニ付弐疋ツヽ増
百疋ニ付弐疋ツヽ減
百疋ニ付弐疋ツヽ増

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一　無宿數種指上ル事

一　職一十等ヨリ等ニ至ル

一　幼年ニ至迄罪科ニ

一　罪小ナル者ニ一至ル迄

一　病死并遺物等ニ

一　香奠ヲ贈ル事

一　數名ニ及ル事

一　罪重ク又ハ死刑ニ

一　其ノ罪ニ依テ

一　本ヨリ無宿ニ

一　此事ニ

一　年時月等ヲ

一　何ノ事ニ

一　何ノ日

高保七年高年四月

免

一万石以下維国家勲労
多年神礼勤労
重き牧高石
九千石より
四千石牧高石
九千石より

布告書写拝受
御国元へ勤方
申渡

高四月

高保八年申年三月廿六日
大久保佐渡守殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛政三辛亥年四月廿九
松平伊豆守殿江渡ス
一 勅玉之節切相撰
　　之儀
一 日野梵字不彫之
　　参(差)
　　但勅玉之儀ハ
一 御大小ハ格十家

一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

三ノ四　書札

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

WE1113/23

帝室圖書之章

二十四 書札

講談・明治二三・二・十一

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

元和元乙未年十月十日
於江戸表御仕置
獻處之仕合之
儀ニ付御為
五畿内幷會津近江之
奉書遣候大澤少將
江可達旨

十月十日

諏訪
備後
阪

御諱

元和元乙未年十月十日
この度江戸表御仕置
事

御為ニ候間五畿内幷會津近江
書ニて國毎ニ
さしつかハし候事
二通ハ
て御ろくの
ひろ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

阿波守殿へ仕合絶言語
公庵之招ニ而参会仍而書置
如件
三月廿日
蓮庵

元和六庚申年三月廿七日
招状 国方役之輩仰渡之趣
為心得写左ニ記ス

覚

今般大坂御普請ニ付入精ニ而
早速ニ可相勤候 若油断
又は指支ニ而 御普請ニ
遅滞ニ及候ハヽ 其
人ハ勿論 惣而
之輩ニ至迄 急度
可申付候 若
大坂ニ而 喧嘩口論
ニ及候ハヽ 双方
共ニ 可為曲事
候 若

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 太政官の勅書は弁官をして宣せしむ
但宰相以上は弁官を遣はさる
一 太政官の符は弁官をして署せしむ
一 弁官は
甲府綱豊卿に日曜書
為参賀ニ登城
歟等に諸家
月日 御判
中納言殿

御三家并に御連枝方に
為参賀ニ登城
歟等に諸家
月日 御判
但宰相以上は
弁官を遣はさる
一 国主宰相の任免書
為勅使ニ下向
歟等に諸家

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同

本四門主由武
五代帝王編年
知恩院

法相　興福寺ノ一派ニシテ
同

元興　南大寺ノ一派ニシテ
天台　本山派山伏ノ
同

知恩院
大乗院
随心院
聖護院
聖護院森

天台　一乗院

天台
浄土
天台
同
同

一乗寺ノ
曼陀院
東山
知恩院
山科
毘沙門堂
常住院
梅本院
久遠院
昌泉院
杉田右京ヲ以テ門跡ト称ス仍テ宮方ト
入室ノ時ハ宮ノ御ト申ス事ニ候ヘ共

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

表
一向 西 六條末 寺
裏
一向 東 七條末 寺
一向 一所 專修寺
一向 一所 佛光寺
一向 一所 高田派
一向 一所 眞宗
一向 六條ノ下ル 興正寺
一向 一所 蓮光寺

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

吉川友次郎
未丸ヲ拐引ノ件
別紙ノ通
吉川義人
拐引ノ元
加藤文孫右衛門
寺社奉行ヨリ申シ渡ノ
和国院ヨリ申
先苗氏

芳翁ヲ毒殺ノ企ニ付
別紙ノ通申渡候
首領ノ儀ハ逃隠ノ
知恩院大丈
旨
增上寺ヨリ申
大樹公ヨリ
芳翁ヲ毒殺ノ企ニ付

佛通寺
和田峠より松尾峠
三峰山

寺号を佛通寺

関東擅林十箇寺
廣度院　增上寺
光明寺

淨土宗五箇大寺
京都五箇林下
芳誉上人

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

江戸小石川 六百石
無量山 壽経寺

上総新田三百石
義童山 傳通院

飯沼百石
壽亀山 弘経寺

鴻巣三百石
遍照山 勝願寺 一代紫衣

吳服寺 紫衣
道幸山 吳服寺

浅草
我田山 新知恩寺 紫衣

下総佐倉三百石
鉄城山 弘経寺

常陸小金四百石
佛法山 東漸寺

江戸浅草
龍地山 常福寺

武蔵岩槻三百石
龍澤山 大巖寺

武蔵岩槻三百石
佛眼山 浄国寺

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

上野鐘林寺
修善山
武州池上本
龍拙山
常州江戸浅草本
正宗山
武州川越喜多
弧山年山
以上十七寺他国色寺
加賀美郡寺十九寺也
泉州
雲山寺
善通寺
大安寺
大安寺
蓮殿寺
入谷寺

もと本寺格式ニ
寺号ニ而ハ無之候
天台真言ニ而ハ無之候
私自筆ニ而格式
他院ニ而ハ無之候
日門ニ而ハ無之候
東叡山學院
本百石
清雲院
仙波山院

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

日光山學院

紀元寺照空別當

十五
修學院 一乘院
世良田長吉
吉水
真如院 妙法院
宗良親王
筆學院
吉水
觀行院
遍照院
如德院
正觀院

青蓮院宮護國寺

宇治院多賀谷動院
金剛寺院黒子如寺

平川天神別當
京
吉水
光院
上乘院 於富山極樂
と云時ハ淨土宗
如解院
密乘院
安法寺

如法院
[illegible]
梵井之院
奥深院
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
甲嶽院
專光院
常住金剛院
最教院
檀那院

聖護院
東山
洛西之角里
曼珠院之
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仁和寺之院
東山
沢田
法雲院 雲宮山西之坊 成傳院
報應院 雲宮山尾坊 坊舎之院
菩提院
真光院
志乎院
勝宝院 菩提院村
常楽院

大山阿弥利山 大山寺 五大院
大覺寺之院家
武石愛宕山 大勝院
三宝院之院家 圓福寺
上醍醐 覺蔵院
和物内山 千石 上乗院 報恩院
金剛王院

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

一乘院

佛乘院

東多院

修南院

南北院

和曰右之外のほつ弥のほつ現あり
かくまでもなく拾芥抄に
有之候間略之

天台真言宗僧正ハ
和曰天台ニ云の僧ハ
淨土宗且林ニ
僧正ハ紫衣の
黄衣の且林ニ
四大僧正ハ

支獻山院住持
和曰是ハ

三百石 等持院 等持寺 和尚多武峯ヨリ京
住持ス
東福山 六住持ス
東福山 普門院 五百石 開山聖一国師 仙洞御願寺 法雲院
日光山 学侶 廿石 一乗院 竹林院 世良田長楽寺
天台宗 紀伊東照宮 別当 真如院 妙法院ノ院家 名専光院

山門西塔 碩学 五百石 等覚院 等持院
武州 山王 別当 百石 観行院
伯耆大仙寺 学侶 梅井院家 清泉院 旧那院 元云寛國院
〃 〃 遍明院 福寿院
〃 〃 功徳院 山門杉禅院
〃 〃 正観院
〃 〃 本覚院 観理院

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

東獻山東照宮別南　寛永院　成若院
羽黒羽黒山別南　現就院　泰光院
　　常照院　信仙院
尾張東照宮別南梅門澤氣観仙院　元云清就院
東獻山大獻院改別南　東漸院　元云国珠院
水戸東照宮別南　吉祥院　大聖院
　　改長山院
東獻山宝樹院改別南　常徳院

第六天神社　別南　見明院
牛頭天王　別南　松寿院　常住之院
勝軍地蔵　別南　徳蔵院　常泉寺院
山神蓮華寺　別南　白竜院
和歌吉野山　別南　護國院
　　仙石院
　　明王院
東叡山　別南　東叡院

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

招林院
元光院
律梁院
普門院 元云為眼院
覺城院
泉龍院
書龍院
宝積院
林廣院

右東叡山寺院明浄院

右寺者当山格別之

元和元年綱上之

寛永山両門首への寺号

私曰右二首への寺格

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

兩門看

勝ち倡方

旧

ちまき事ち投足ち

に投ち百六網ことち

旧投校議ち事ち投校議ち碩学の事

私曰ち事ち投校議ち

校議ハ悔害や 碩学ち人

事ち時ハ三年位議ち平僧ち

補ち時ち二年ち議ち

碩学八人

万年山　　安量壽院

宝性院　　宝性院

明王院　　明王院

宝亀院　　宝亀院

正智院　　正智院

善門院　　善門院

恵日山

淨妙寺山　　建長寺山　　圓覚寺山　　浄智寺山　　淨智寺山　　浄妙寺山

扇谷山　　金沢山　　称名寺山　　瑞泉寺山　　瑞龍山　　天園山

万年山　　東山　　恵日山　　瑞龍山　　天龍山　　万年山　　東山　　恵日山

淨妙寺山　　建長寺山　　圓覚寺山　　浄智寺山　　淨智寺山　　浄妙寺山

扇谷山　　金沢山　　称名寺山　　瑞泉寺山　　瑞龍山　　天園山

万年山　　東山　　恵日山　　瑞龍山　　天龍山　　万年山　　東山　　恵日山

淨妙寺山　　建長寺山　　圓覚寺山　　浄智寺山　　淨智寺山　　浄妙寺山

扇谷山　　金沢山　　称名寺山　　瑞泉寺山　　瑞龍山　　天園山

万年山　　東山　　恵日山　　瑞龍山　　天龍山　　万年山　　東山　　恵日山

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

亀山寺
瀧倉西山
万寿寺
巨福山
建長興国寺
瑞鹿山
国覚興禅寺
亀谷山
金宝山
金剛寿福寺
六百四十三貫文
五百二十文
六貫百四文
浄智寺

稲荷山
浄妙寺
曹洞宗瑞泉寺
杉田村より
報国寺

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

吉祥山
永平禅寺 常陸
諸嶽山
大乗接待禅寺
武蔵国大綱山

日蓮宗
本圀寺
秋田市茶町

甲斐国身延
身延山
武蔵地上
長栄山
久遠寺
本門寺

時宗
無量寿寺
秋田市茶町

相州箱根

清浄光寺

社僧ん事

秋田大祢宜ゟ御状ニ而申来候ニ付

御宮ん事書ニ認差

白川家ん

門札今揮毫ニ

月日

白川二位殿

秋田ニ住の時ゟ

土御門家ん

秋田大祢宜ゟ申ニ付

土御門三位殿

私日本古之時ハ

吉田家ヲ兼帯家伊勢ヲ祭

旧状ヲ持ス

月日

吉田侍従殿

兼帯ヲ為ス

伊勢ヲ祭ル殿

雲州杵築ヲ祭ル祝職ヲ兼ル証状ヲ持ス

来孔ヲ持ス

月日

国造小路殿

国造ヲ兼ル殿

日御碕検校殿

兼吉田大宮司殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

廣島大宮司
津守中務少
神納祝部
和田村
未詳
為端午之佳祥帷子單物
飲乞御曲

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一筆啓上仕候
若男様御儀従生国
状似合候由承届
序之節一応御報
知被遊候
　　六月廿七日
　　佛光寺門跡
　　寛超
松平右京亮殿

秋田出来書之儀ニ付
一筆啓上仕候
然者
公方様
御機嫌
能被為入候
御事ニ候
扨又
御簾中様
御事
御懐妊
御座候
通達
御座候
御祝詞
公方様

謹呈一翰候
公方様大納言様益御機嫌能
被成御坐恐悦奉存候然者去歳
五月廿二日於西丸
若君様被遊御誕生奉稱
竹千代様與上旨大隅守委細相傳
承知仕候誠以目出度御儀不可
過之奉存候右之御祝儀為可申
上使者本部王子薩州江
指越目録之通
獻上仕候猶大隅守可申上候之條宜
御執成奉頼候誠惶謹言

卯月六日

中山王

尚敬

謹上 松平左近将監殿
松平伊豆守殿
本多中務大輔殿

私立女子高等学校
監督ニ関シ上包ノ如
キ

謹上
中山王

追啓別紙上包ノ如キ
石壮伯ニ転スルカ
未タ追フ能ハス

芳翰拝読完ノ
ノ方針　方今ノ
教育ノ趨勢ニ
鑑ミ
其実務ハ即
チ
其要旨ハ
ニ
ヨリ
ノ

九月十日

中山王

回答

中山王

元文二丁巳年三月吉日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

元文五庚申年六月

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛政二庚戌年正月　松平越前守殿御領分

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛政二庚戌年九月十日　松平伯耆守

一　御老中より御用状之儀書面ニ而被仰渡候節ハ其日之内ニ請書可差出候尤日限之儀ハ別紙ニ認可差出事

一　老中より之御用状ニ而も御取扱ハ御用部屋ニ而可請取事

一　諸掛り之者共御用ニ付差遣候節ハ其所之役人ニ申聞可差遣事

但御入用之節ハ此限ニあらず

一　諸向より之伺書ハ御老中之内壱人ニ而も御取扱有之候事

一　平生之儀ニ付入用ニ而も御取扱ニ而ハ不相済事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

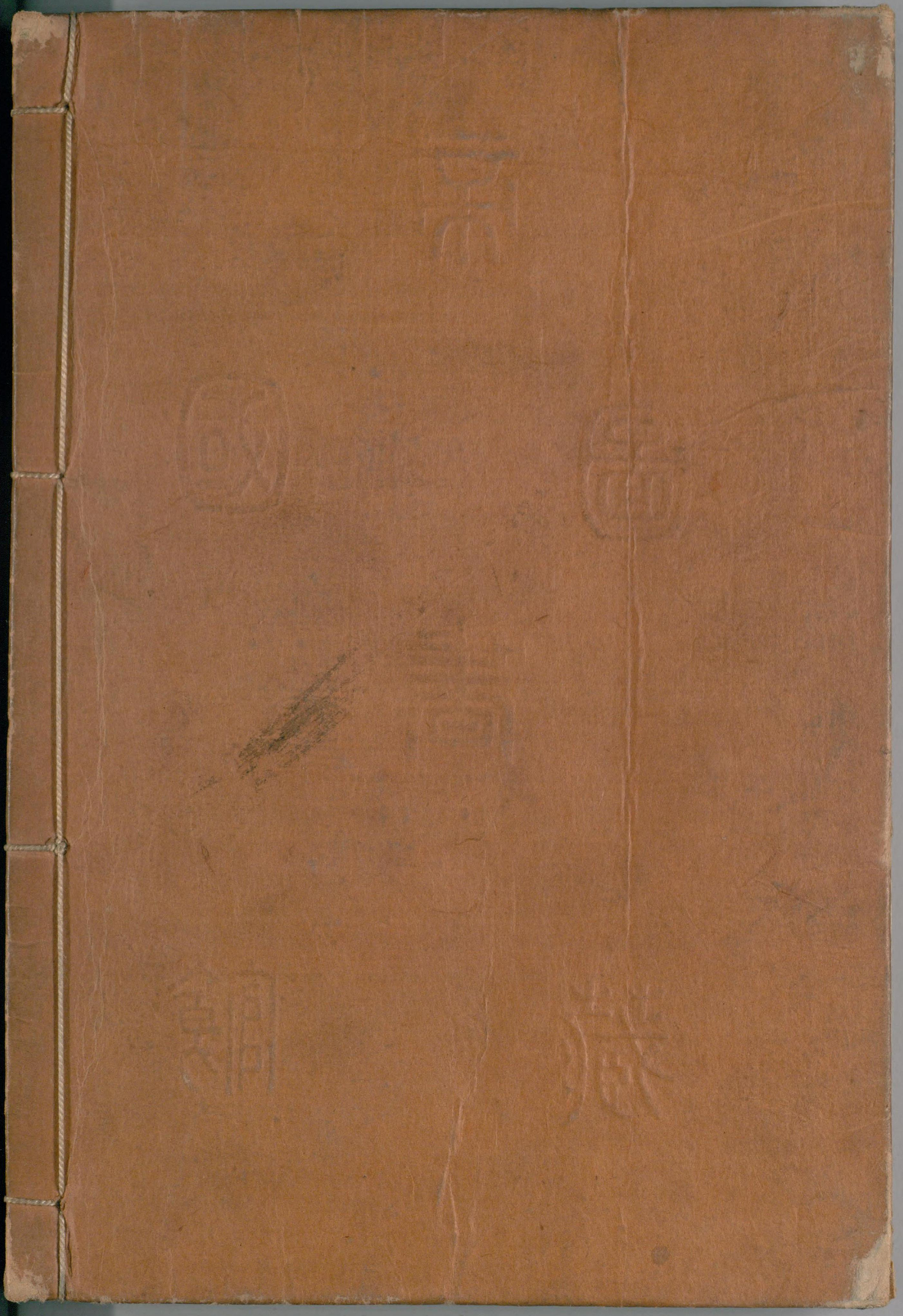

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用